

医政医発0318第6号

平成28年3月18日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

（ 公 印 省 略 ）

インターネット等の情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）
を提供する事業について

平成28年3月14日付けで東京都福祉保健局医療政策部医療人材課長より別添1をもって照会のあった件について、別添2のとおり回答しております。

また、遠隔診療を行うに当たっては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4.2版」（平成25年10月厚生労働省公表）に基づき、個人情報の管理をはじめとして、医療情報の安全管理を適切に行っていただくことが重要です。

貴職におかれては、本件について御了知の上、管内市町村（特別区を含む）、関係機関、関係団体等に対する周知及び適切な指導等をお願いします。

